

## 愛媛県日本拳法連盟 加盟規程

### 第1条（目的）

本規程は、愛媛県日本拳法連盟（以下「本連盟」という。）への加盟に関し、必要な事項を定め、県内における日本拳法の健全な発展と組織体制の整備を図ることを目的とする。

### 第2条（組織区分）

本連盟における組織区分は、次のとおりとする。

（1）県組織（都道府県種目協会）

本連盟は、愛媛県における日本拳法の統括団体として、県内全域を統括する。

（2）市組織（市町村種目協会）

各市町村において、日本拳法を代表し統括する団体を「市組織」とする。

（3）単位団体（道場・クラブ等）

市組織の下に所属し、実際の活動を行う道場、クラブ、スポーツ少年団等をいう。

### 第3条（県組織の役割）

本連盟は、次の各号に掲げる事項を行う。

（1）県大会の開催

（2）普及振興事業の企画及び実施

（3）市組織の統括及び指導

（4）関係団体との連携

（5）その他本連盟の目的達成に必要な事項

### 第4条（市組織の位置付け）

市組織は、当該市町村における日本拳法を代表する団体とし、当該地域内の単位団体を統括する。

2 市組織は、原則として市町村スポーツ協会への加盟を目指すものとする。

### 第5条（市組織の役割）

市組織は、次の各号に掲げる事項を行う。

（1）地域における日本拳法の普及及び指導

（2）単位団体の統括及び運営支援

（3）本連盟事業への協力及び参加

（4）その他地域活動に必要な事項

### 第6条（単位団体の位置付け）

単位団体は、市組織の下に所属し、日本拳法の指導及び普及活動を行う団体とする。

## 第7条（加盟）

本連盟に加盟しようとする団体は、所定の加盟申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 単位団体は、原則として所属する市組織を通じて加盟するものとする。

## 第8条（加盟の承認）

加盟の可否は、本連盟理事会において審議し、決定する。

## 第9条（加盟団体の義務）

加盟団体は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）本連盟の規約及び諸規程の遵守
- （2）本連盟事業への協力
- （3）所定の会費の納入
- （4）その他本連盟の指示事項

## 第10条（加盟の取消し）

加盟団体が本規程に違反した場合、または本連盟の名誉を著しく損なう行為があった場合は、理事会の決議により加盟を取り消すことができる。

## 第11条（補則）

本規程に定めのない事項については、理事会の決議により別に定める。

## 附則

本規程は、令和8年4月1日より施行する。